

「メディケア・くれ」通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 メディケア・くれ
開設年月日	平成 15 年 8 月 1 日
所在地 (電話・FAX番号)	〒737-0051 呉市中央2丁目6-20 (電話番号 0823-25-8100 FAX番号 0823-25-8112)
設置者	医療法人 社団永楽会 理事長 前田 正博
管理者	稲水 惇
介護保険指定番号	3450580075

(2) 目的と運営方針

介護保険法令の趣旨に従い、利用者やそのご家族の意思を尊重しながら策定された、通所リハビリテーション計画を基に利用者の心身機能の維持回復を図ると共に関係機関等との連携しながら、生きがい更には居宅における日常生活を送ることが出来るよう支援いたします。

(3) 職員体制

()は非常勤

	管理者 医師	介護職員	理学療法士	管理栄養士
常勤		1 (1)		
兼務	1		1	1

(4) 利用定員並びに事業の実施地域

利用定員は20名とし、事業の実施地域は呉市内とする。

(5) 利用可能日

月曜日～金曜日

(ただし祝祭日及び8月14日～8月16日、12月30日～1月3日を除く)

(6) 受付対応時間

8:00～17:00

<1日の日程>

8:00 9:00 11:00 12:30 13:00 14:00 14:30～

お迎え	健康チェック・リハビリ ・自主学习・入浴	体操・口腔体操	昼食 ・休息	レクリエーション	おやつ	体操・順次帰宅
-----	-------------------------	---------	-----------	----------	-----	---------

2. サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 送迎・健康チェック
- (3) 入浴 (一般浴槽)
- (4) 食事
- (5) 個別リハビリテーション・レクリエーション
- (6) その他・各種相談など

3. 利用料金

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金 6 時間以上～7 時間未満	1 割	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円
	2 割	1,430 円	1,700 円	1,962 円	2,274 円	2,580 円
	3 割	2,145 円	2,550 円	2,943 円	3,411 円	3,870 円
食 費	600 円 / 1 日					
その他の加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円(2 割 : 36 円、3 割 : 54 円)				
	入浴介助加算(Ⅰ)	40 円(2 割 : 80 円、3 割 : 120 円)				
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ・加算率 6.6%)	1 割、2 割または 3 割				
	栄養アセスメント加算	1 月につき	50 円(2 割 : 100 円、3 割 : 150 円)			
	科学的介護推進加算	1 月につき	40 円(2 割 : 80 円、3 割 : 120 円)			

※その他にかかる費用

日用品費 (希望者のみ)	バスタオル・フェイスタオル・ティッシュペーパー ボディソープ・リンスインシャンプー・歯ブラシ	132 円/日 (税込)
教養娯楽費	レクリエーション材料費 (折り紙、画用紙、教材コピー代など)	50 円/日
	※季節の行事材料費	80 円/回
おむつ代	リハビリパンツ・尿取りパッド等	使用したおむつ・パッドの 料金をいただきます
写真代	ご希望時、プリント代として	40 円/枚

◎利用料金は月末締め切りとし、翌月の初回利用日にご請求申し上げます。

4. 高齢者の虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又は防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報いたします。

5. ハラスメントの防止について

- (1) 職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど）の内容、およびそれらを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行います。
- (2) 利用者またはそのご家族からのカスタマーハラスメントにあたっては、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、被害者への配慮、および被害防止のための取り組みを実施します。
- (3) 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定め、相談への対応のための窓口を設置し、職員・利用者等に周知を行います。

6. 非常災害対策

消防計画に基づき避難訓練等実施しています。

7. 事故発生時の対応

事故の発生につきましては、速やかに関係諸機関に連絡を取るとともに誠意を持って対応に当たります。

8. 損害賠償保険

介護老人保健施設総合保障制度(東京海上日動火災保険株式会社)に加入。

9. 協力医療機関

医療法人 社団永楽会 前田病院 (呉市中央2丁目6-20)

10. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談受付窓口は

施設長 稲水 惇

杉田 恭子 (電話番号 25-8100)

苦情を受けたら速やかにその事実を確認し、調整、原因究明や解決策を講じます。

※行政機関その他苦情受付機関

呉市介護保険課	所在地 呉市中央4丁目1-6 市役所1階 電話番号 0823-25-3136
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411

その他、医療・介護のご相談や介護保険サービス等に関する情報提供などおこないます。

また、利用者並びにご家族のプライバシーに係わる事項について守秘義務を持っており
ますので、安心してご相談ください。

11. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 持ち物には名前を記入してください。
- ② 貴重品はお持ちにならないでください。
- ③ 故意に施設もしくは物品を破損された場合、修理代金として実費請求させていただく場合があります。また、施設内の秩序・風紀を乱す悪質な行為があった場合、利用中止を含めた処置を講ずることがあります。
- ④ 宗教活動・営利行為・特定の政治活動などをご遠慮ください。
- ⑤ 利用者本人・ご家族による送迎時に発生した事故に関しては責任を負いかねます。

令和 年 月 日

上記の事項などについて担当者_____の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代理人) _____ (印)

「メディケア・くれ」介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 メディケア・くれ
開設年月日	平成 15 年 8 月 1 日
所在地 (電話・FAX番号)	〒737-0051 呉市中央2丁目6-20 (電話番号 0823-25-8100 FAX番号 0823-25-8112)
設置者	医療法人 社団永楽会 理事長 前田 正博
管理者	稲水 惇
介護保険指定番号	3450580075

(2) 目的と運営方針

介護保険法令の趣旨に従い、利用者やそのご家族の意思を尊重しながら策定された、通所リハビリテーション計画を基に利用者の心身機能の維持回復を図ると共に関係機関等との連携しながら、生きがい更には居宅における日常生活を送ることが出来るよう支援いたします。

(3) 職員体制

()は非常勤

	管理者 医師	介護職員	理学療法士	管理栄養士
常勤		1 (1)		
兼務	1		1	1

(4) 利用定員並びに事業の実施地域

利用定員は20名とし、事業の実施地域は呉市内とする。

(5) 利用可能日

月曜日～金曜日

(ただし祝祭日及び8月14日～8月16日、12月30日～1月3日を除く)

(6) 受付対応時間

8:00～17:00

<1日の日程>

8:00	9:00	11:00	12:30	13:00	14:00	14:30～
お迎え	健康チェック・リハビリ ・自主学习・入浴	体操・口腔体操	昼食 ・休息	レクリエーション	おやつ	体操・順次帰宅

2. サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 送迎・健康チェック
- (3) 入浴 (一般浴槽)
- (4) 食事
- (5) 個別リハビリテーション・レクリエーション
- (6) その他・各種相談など

3. 利用料金

基本料金	要支援1	1月につき 2,268円 (2割: 4,536円、3割: 6,804円)
	要支援2	1月につき 4,228円 (2割: 8,456円、3割: 12,684円)
食費	600円/1日	
その他の加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1 1月につき 72円 (2割: 144円、3割: 216円) 要支援2 1月につき 144円 (2割: 288円、3割: 432円) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ・加算率 6.6%) 1割、2割または3割 栄養アセスメント加算 1月につき 50円 (2割: 100円、3割: 150円) 科学的介護推進加算 1月につき 40円 (2割: 80円、3割: 120円)	

※その他にかかる費用

教養娯楽費	レクリエーション材料費 (折り紙、画用紙、教材コピー代など)	50円/日
	※季節の行事材料費	80円/回
おむつ代	リハビリパンツ・尿取りパッド等	使用したおむつ・パッドの料金をいただきます
写真代	ご希望時、プリント代として	40円/枚

◎利用料金は月末締め切りとし、翌月の初回利用日にご請求申し上げます。

4. 高齢者の虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又は防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報いたします。

5. ハラスメントの防止について

- (1) 職場におけるハラスメント(セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど)の内容、およびそれらを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行います。
- (2) 利用者またはそのご家族からのカスタマーハラスメントにあたっては、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、被害者への配慮、および被害防止のための取り組みを実施します。
- (3) 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定め、相談への対応のための窓口を設置し、職員・利用者等に周知を行います。

6. 非常災害対策

消防計画に基づき避難訓練等実施しています。

7. 事故発生時の対応

事故の発生につきましては、速やかに関係諸機関に連絡を取るとともに誠意を持って対応に当たります。

8. 損害賠償保険

介護老人保健施設総合保障制度(東京海上日動火災保険株式会社)に加入。

9. 協力医療機関

医療法人 社団永楽会 前田病院 (呉市中央2丁目6-20)

10. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談受付窓口は

施設長 稲水 惇

杉田 恭子 (電話番号 25-8100)

苦情を受けたら速やかにその事実を確認し、調整、原因究明や解決策を講じます。

※行政機関その他苦情受付機関

呉市介護保険課	所在地 呉市中央4丁目1-6 市役所1階 電話番号 0823-25-3136
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411

その他、医療・介護のご相談や介護保険サービス等に関する情報提供などおこないます。
また、利用者並びにご家族のプライバシーに係わる事項について守秘義務を持っており
ますので、安心してご相談ください。

11. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 持ち物には名前を記入してください。
- ② 貴重品はお持ちにならないでください。
- ③ 故意に施設もしくは物品を破損された場合、修理代金として実費請求させていただく場合があります。また、施設内の秩序・風紀を乱す悪質な行為があった場合、利用中止を含めた処置を講ずることがあります。
- ④ 宗教活動・営利行為・特定の政治活動などをご遠慮ください。
- ⑤ 利用者本人・ご家族による送迎時に発生した事故に関しては責任を負いかねます。

令和 年 月 日

上記の事項などについて担当者_____の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代理人) _____ (印)